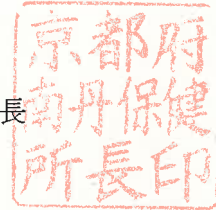




9南保環第798号
平成29年10月5日

有限会社 山栄
代表取締役 山内 雅之 様

京都府南丹保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
排出事業者から収集した解体廃棄物を効率的に運搬するため、積替保管施設を設置する。
なお、産業廃棄物収集運搬業について、従来の「積替保管なし」から「積替保管あり」に変更する。
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府南丹市美山町下平屋迫筋21番
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
積替えのための保管
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含まない。）
- 4 事業計画書提出年月日
平成29年7月3日

| | |
|----|--------------|
| 担当 | 環境衛生室 環境担当 |
| 電話 | 0771-62-4755 |